

愛川町立愛川中原中学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめ防止に向けての考え方

「いじめ」を重大な人権侵害としてとらえ、「いじめ」は人間として絶対に許されない、また、どこの学校でも、どの学年・学級でも、どの子どもにも起こりうるという認識に立ち、未然防止・早期発見に努め、解決に向けて迅速かつ有効な対応を進める。

- (1) 全教育活動を通じて「いじめを絶対に許さない学校」づくりを推進するとともに、いじめ防止の具体的なスローガンを掲げ、生徒・教職員・保護者一丸となって、全力でいじめ防止に努めるものとする。
- (2) 学級・学年・部活動等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、生徒一人ひとりの自己有用感・自己存在感の涵養に努めるものとする。
- (3) 生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、自他共に尊重する精神を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図るものとする。
- (4) いじめ防止対策については「予防」「対応」「相談」「連携」「組織」「啓発」の6観点から基本的な対策を講じる。

2 いじめ防止等に関する具体的な取組

学校重点的取組 「こころ・いのち」の教育の充実

○道徳教育の充実

- ・「こころ・いのちの教育」の推進

○健康安全教育の充実

- ・薬物乱用防止教室・交通安全教室等を通しての健全な心身の発育の推進

○人権教育の充実

- ・YPプログラム等を活用した学級集団づくり、対人関係づくりへ取組み
- ・人権週間「いのちの週間」、「いのちの講演会」の実施
- ・「いじめ防止」への取組み

○読書意欲を高める教育の充実

- ・読書指導による読書の習慣形成
- ・読み聞かせや読書週間の行事等を通じた活動の充実

○支援を必要とする生徒への教育の充実

- ・支援教育、特別支援教育充実に向けた体制づくり
- ・家庭・保護者の理解の深化と協力し合う指導体制の充実・強化
- ・地域・関係機関との迅速な対応と連携の充実・強化
- ・「心の居場所づくり」の工夫

(1) いじめの未然防止

- ・生徒相互と教職員間で強固な信頼関係を築きます。
- ・全ての教育活動を通して道徳教育、人権教育、情報モラル教育を実践し、道徳心と心の通うコミュニケーション能力を育みます。
- ・全ての教職員がいじめの様態や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・自己肯定感を高める学校行事、体験活動、野外活動、ボランティア活動などの取組を推進していきます。
- ・生徒会等が主体となったいじめ防止に資する活動を支援します。
- ・学校便り、学年、学級通信等による家庭との信頼関係構築、あいさつ、登下校マナー向上、地域行事への積極的な参加など、家庭・地域と連携し、より多くの大人の目で児童・生徒を見守る体制づくりに努めます。
- ・相談関係機関等と日常的に情報交換や相談等で連絡を取り合っ適切なアドバイスを教育活動に生かします。
- ・Y-P（横浜プログラム）アセスメントなど学級集団のアセスメントを通して学級集団を分析し、生徒理解・支援、学級経営に生かす。

(2) 早期発見・早期対応のあり方

- ・いじめを早期に発見するため、生徒に対する定期的な調査を実施します。
 - ①アンケートの実施（年11回）
 - ②アンケート後の早期対応の徹底
 - ③家庭訪問、教育相談（保護者面談）
- ・生徒および保護者がいじめに係る相談をできるように次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - ①いじめ相談窓口の設置
 - ②スクールカウンセラーの活用
- ・インターネット上のいじめを防止し、対処できるように生徒・保護者への情報モラルの啓発活動を行います。

(3) いじめに対する措置

- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた児童生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。

- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、愛川町教育委員会及び警察と連携して対処します。

(4) 重大事態への対処

・「重大事態」が発生したと思われる場合は、「いじめ対策委員会」を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該「重大事態」に係る事実関係を明確にするための調査を実施します。その後、愛川町教育委員会へ報告します。また、内容に応じて愛川町教育委員会と連絡を取り対処します。

3 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 「いじめ対策推進委員会」年3回（法22条）

《構成員》 校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導担当、養護教諭、
教育相談CO（SC、SSW、SSWS等）

《内容》

- ・学校いじめ防止基本方針・年間計画の計画・検証
- ・「いじめ防止全体委員会」の運営
- ・いじめ対応についての共通理解

(2) 「日常点検組織」：学年連絡会（週1回）・生徒支援部会（週1回）

学習サポーター会議（週1回）・特別支援学級担当者会(随時)

《内容》

- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案の報告

(3) 「いじめ対策委員会」：重大事態に対応（重大事態発生時 法28条）

《構成員》 校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導担当、養護教諭、
教育相談CO（SC、SSW、SSWS等）

※ 事案内容により構成員については、校長が任命する。

《内容》

- ・重大事態と思われるいじめ事案の調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・愛川町教育委員会への報告

4 取組の年間計画

	内容	関係組織
1 学期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒支援全体会 ・ 非行防止教室 ・ 学校・家庭・地域連携会議 ・ Y-P アセスメント・指導プログラム ・ 人権週間 ・ 小中授業参観 ・ 家庭訪問 ・ 教育相談 ・ いじめのない学校づくり生徒会のめあて、スローガン・シンボルマーク 	全教職員 担任 校長・教頭・教務・生担 担任 人権担当・放送委員 全教職員 担任 担任 生徒会担当
2 学期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒支援全体会 ・ いのちの講演会 ・ 人権週間 ・ Y-P アセスメント・指導プログラム ・ 教育相談 	全教職員 人権担当 人権担当 担任 担任
3 学期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒支援全体会 ・ Y-P アセスメント・指導プログラム ・ 小中授業参観 	全教職員 担任 全教職員
年間を通しての取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活アンケート・心のつぶやき（月 1 回） ・ 学年連絡会(月 1 回) ・ 生徒支援部会(月 1 回) ・ 学習サポーター会議(月 1 回) ・ 特別支援学級担当者会(随時) ・ 「あいさつの輪」・「あいさつ運動」 ・ 週間生徒支援、生徒指導通信による共通理解の構築 	担任 校長・教頭・教務・学年主任 生徒支援部 教育 CO・学習 SP 特別支援学級担当者 生徒会 生徒指導主任